

福岡県公報

平成二十七年六月二日
第三千六百九十八号
増刊 ①

目次

告示 (第五百四十五号・第六十五号一第六十九号)

○福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出

資法人の一部を改正する告示 (県民情報広報課) ……………一

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) ……………一

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) ……………二

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) ……………二

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) ……………二

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) ……………三

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) ……………三

○再掲 (平成二十七年四月十四日福岡県公報第三千六百八十五号増刊①) 中正誤 ……………四

告示

福岡県告示第五百四十五号

福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出資法人 (平成十三年七月福岡県告示第千二百二十号) の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二日

福岡県知事 小川 洋

「平成筑豊鉄道株式会社

公益財団法人福岡県地域福祉財団」

人福岡県豊前海漁業振興基金

人ふくおか豊かな海づくり協会」

る。

「公益財団法

公益財団法

を「公益財団法人福岡県豊前海漁業振興基金」に改め

福岡県選挙管理委員会告示第六十五号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定 (昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号) の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 福岡市中央区の表中

福岡市立こども病院感染症センター	福岡市中央区唐人町二丁目五番一号
福岡県済生会福岡総合病院	〃 〃 天神一―三一四六

福岡県済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神一―三一四六
--------------	----------------

一 病院 久留米市の表中

医療法人天神会新古賀病院	〃 天神町一二〇番地
--------------	------------

新古賀病院	〃 天神町一二〇
-------	----------

一 病院 飯塚市の表中

穎田病院	〃 口原一〇六一―一
------	------------

穎田病院	〃 口原一〇六一―一
------	------------

ユニット型介護老人保健施設コスモス苑	〃 伊川一二六二―一
--------------------	------------

一 病院 みやま市の表中

新船小屋病院

みやま市瀬高町長田一六〇四

を

船小屋病院

みやま市瀬高町長田一六〇四

に改め、

一 病院 築上郡の表中

介護老人保健施設ピア・ハート

〃 〃 大字安武八四四番の二

を

介護老人保健施設ピア・ハート

〃 〃 大字安武八四四一

に改め、

介護老人保健施設ピア・ハートII

〃 〃 大字安武八四四一

二 老人ホームの表中

特別養護老人ホームさわみ園

〃 〃 沢見二一五二

を

特別養護老人ホームさわみ園

〃 〃 沢見二一五二

に、

さわやか福ふく館

〃 〃 福柳木一八二二

特別養護老人ホーム天拝の園

〃 〃 大字立明寺六一八一

を

特別養護老人ホーム天拝の園

〃 〃 大字立明寺六一八一

に改める。

特別養護老人ホームたんたん

〃 〃 美咲一〇三三二

福岡県選挙管理委員会告示第六十六号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 うきは市の表中

奥村病院

うきは市吉井町二一六の二

を

筑後吉井こころホスピタル

うきは市吉井町二一六二

に改め、

一 病院 みやま市の表中

ヨコクラ病院

〃 高田町濃施三九四番地

を

ヨコクラ病院

〃 高田町濃施四八〇一

に改め、

二 老人ホームの表中

社会福祉法人誠心会特別

〃 〃 横手南町三番八号

を

社会福祉法人福岡光明会

〃 〃 老司五丁目二番四号

盲養護老人ホーム松月園

〃 〃 横手南町三一八

に、

特別養護老人ホーム回生園

〃 〃 横手南町三一八

地域密着型介護老人福祉施設照葉

〃 〃 香椎照葉三一四一三

を

地域密着型介護老人福祉施設照葉

〃 〃 香椎照葉三一四一三

に改める。

盲養護老人ホーム松月園

〃 〃 香椎一〇二二二

福岡県選挙管理委員会告示第六十七号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 宗像市の表中

摩利支病院

宗像市東郷八八〇一

を

摩利支病院

宗像市東郷六一二一〇

に改め、

一 病院 築上郡の表中

芦屋中央病院

遠賀郡芦屋町幸町八番三〇号

を

芦屋中央病院

遠賀郡芦屋町幸町八一三〇

に改める。

福岡県選挙管理委員会告示第六十八号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 久留米市の表中

神代病院

北野町八重亀三八二番地一

を

神代病院

北野町中川九〇〇一

に改め、

一 病院 田川市の表中

医療法人昌和会見立病院

大字弓削田三三三七番地

を

大法山病院

大字猪国六九〇

見立病院

大字弓削田三三三七

に改める。

福岡県選挙管理委員会告示第六十九号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 久留米市の表中

聖マリアヘルスケアセンター

津福本町四四八一五

を

聖マリアヘルスケアセンター

津福本町四四八一五

に改め、

介護老人保健施設こが21

宮ノ陣三一三一九

四 保護施設の表中

社会福祉法人香和会救護施設梅寿園

田川郡香春町大字柿下六一二の一

を

救護施設梅寿園

田川郡香春町大字柿下六一二一

に改める。

ひびき園

北九州市若松区古前二二二六一

27 ・ 4 ・ 14	年 発 月 行 日	
3685 増刊①	番 公 号 報	
再 掲	種 類	
	番 号 同 上	
6	ペ ー ジ	
	上	欄
○	下	
14 後ろから	行	
	備 考	
この条例の施行の日(以下「施行日」という。)		
正		
●●● 施行日		
誤		

正
誤